

政策手段としての安全保障貿易管理
—日韓のホワイト国解除問題に見る可能性とリスク—
(安全保障貿易学会 2019 年大会、2019 年 9 月 15 日)

拓殖大学
教授 佐藤丙午

○日韓「ホワイト国 (Group A)」解除問題

「韓国¹の輸出管理上の懸念」をめぐる日韓関係
経済産業省の決定は、実務上の懸念か政治上の計算か
「ホワイト国」解除と日韓の相互作用
出発点は何か (日韓で異なる認識)
JP: 懸念製品の管理厳格化とホワイト解除
SK: GSOMIA の更新拒否・東京五輪に対する N キャンペーン (旭日旗問題・福島問題)・人権理事会
JP: 戦略的無視
SK: ?

安全保障貿易管理は安全保障問題 (不拡散) か日韓の政治的対立の一手段か?

○Economic Statecraft 論の課題

前提: Coercion によって達成したい「何か」が存在する (目的論)
経済的圧力には複数の役割 (Statecraft ごとに政策的な意味合いが異なる)
・秩序を確認・強化—冷戦初期の東西貿易・同盟国の結束強化
・秩序を構成—不拡散貿易管理 (WMD 拡散に対する規範の醸成)
・政策を誘導・変更
(経済制裁:手段と目的が対応するのが理想的。しかし政治目的と経済圧力は無関係の場合も)
・懲罰的制裁—国連による経済制裁など、国際法上の正当性が存在
(国際レジームに基づく管理も含まれる場合も)
・象徴—相手に対する政治的なメッセージ
・国内政治—自国の国民を納得させる目的
(人権問題での経済制裁や輸出管理が該当する場合。また英国のアビシニア制裁など)

Statecraft 論が「不透明」な理由

複数の目的が存在
時間の経緯と共に目的が変化していく
相手のリアクションによって意味合いを変えていく

○Statecraft 論についての考察

Statecraft 論における「政策手段」問題 (手段論)
相手を経済的に「干上がらせる」(全面禁輸)
相手国が必要としている物資等の入手を妨げる (輸出入管理)
「必要」の定義が難しい
相手の苦境を救済する (制裁緩和)
相手に褒賞を与える (ODA を含めた経済的措置)

問題の混迷の一つの理由

Coercion と Evasion でも同じ Economic Statecraft が使用される
Negative Incentive と Positive Incentive の組み合わせが外交 (その中で

Economic Statecraft の効果が不明)
Political Means Short of War としての価値 (効果が明確でない場合も、
軍事力行使を避けるために Economic Statecraft を選択する可能性)
政策手段としての Economic Statecraft (具体的には?)
日本：外為法、米国：EAA、AECA 等
経済・技術的に優位な立場を持つ国の「特権的」政策?

○Economic Statecraft 論から見る、韓国の「ホワイト国」解除問題

(評価のパラメーター)

目的と手段の均衡 (当該手段によって政策変更を促すことは可能か)

(日本側の目標)

不拡散輸出管理における韓国の行動に対する不信感の表明

韓国側の「管理強化」を促す

政府当局者同士の輸出管理対話の推進

(韓国に対する報復的措置→徴用工問題の解決・癒し財団の復活等)

(韓国側の反応の目標)

日本の政策的妥協

GSOMIA の延長拒否 (←韓国の安全保障にとってはマイナス?)

WTO 等でのネガティブキャンペーン

手段の強度の適切性 (どの程度の強度の手段であれば政策変更は実現するか)

「ホワイト国」解除のインパクト (政治的及び経済的)

死活性

代替入手可能性

道義的効果 (相手が反省をする可能性)

政策変更の重要性 (相手国の政策変更がどの程度重要な意味を持つか)

Signaling の重要性 (日本は韓国に不快感を示すことが重要)

○Statecraft 論について

相手のリアクションをめぐる問題

民主主義国に最も有効 (国民の声が反映しやすい)

民主主義国では「ナショナリズム」を喚起しやすい

経済制裁で犠牲になるのは政策決定者ではなく弱者

→Smart Sanction の導入

包括制裁でないと有効ではない

経済的圧力と変更させたい政策との不整合

制裁慣れ (Impact が弱い)

制裁回避 (代替入手先を取得)

「特定」の国に対する Economic Statecraft の課題

不拡散政策の中で韓国の「ホワイト国」解除問題を論じることの意義

以上